

鳥取県告示第727号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成21年12月4日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社さくら	鳥取市西品治780-2	ヘルパーステーションさくら	鳥取市西品治780-2	居宅介護 重度訪問介護	平成21年11月1日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	ニチイケアセンター鳥取大学前	鳥取市湖山町北一丁目427-1	〃	平成21年12月1日